

介護保険料が新しい保険料になります

第5期介護保険料（平成24年度～平成26年度）に改定

●3年（平成24年度～平成26年度）に改定

介護保険料は3年ごとに見直され、平成24年度からは第5期（平成24年度～平成26年度）の新しい保険料になります。

今回の改正では、保険料の上昇を抑えるために、県の財政安定化基金や町の介護給付費準備基金を取り崩して活用する予定ですが、介護保険の利用者の増加や介護報酬改定などにより、給付費の増加が見込まれ、保険料を上げざるを得なくなりました。

保険料を年金から天引きされる特別徴収の人には、4月に仮徴収額の通知を送付していますが、平成23年分の所得額および平成24年度の住民税額が6月に決定されるために、その後に、新しく決定した保険料の通知書を特別徴収の人および普通徴収（納付書での徴収）の人に送付します。

皆さんに納めていただく保険料は、制度を運営するための大切な財源です。保険料の納付にご理解とご協力をお願いします。

●65歳以上の人（第1号被保険者）の介護保険料（年額）

| 所得段階 | 対象者 | 保険料率 | 平成24年度～平成26年度（各年度） |
|----------|--|----------|--------------------|
| 第1段階 | 生活保護・老齢福祉年金受給者で、住民税非課税世帯 | 基準額×0.50 | 30,280円 |
| 第2段階 | 住民税非課税世帯で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の者 | 基準額×0.50 | 30,280円 |
| 第3段階 | 住民税非課税世帯で、第2段階に該当しない者 | 基準額×0.75 | 45,420円 |
| 第4段階（特例） | 住民税課税世帯で、本人は住民税非課税である者で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の者 | 基準額×0.85 | 51,470円 |
| 第4段階（基準） | 住民税課税世帯で、本人は住民税非課税である者で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える者 | 基準額 | 60,560円 |
| 第5段階 | 本人が住民税課税であり、合計所得金額が190万円未満の者 | 基準額×1.25 | 75,700円 |
| 第6段階 | 本人が住民税課税であり、合計所得金額が190万円以上の者 | 基準額×1.50 | 90,840円 |

●お問い合わせ先

町福祉課 ☎096-234-1114（内線141） ✉klg107@town.kosa.lg.jp